

公益財団法人ソーシャルサービス協会

第 21 回理事会 議事録

- 1. 開催日時 2018年9月28日(金) 午後1時から午後3時40分
- 1. 場 所 全日自労会館6階会議室
- 1. 理事総数 6名
- 1. 出席理事 5名 神田豊和 濱田 茂 角田季代子 川手益己 入月孝広
- 1. 欠席理事 柴田和啓
- 1. 出席監事 伊藤東一 磯野紀子
- 1. 欠席監事 なし
- 1. 議事録作成者 濱田 茂

1. 議事の経過の要領とその結果

上記のとおり出席があったので、本理事会は適法に成立した。

定款の規定により理事長・神田豊和が議長に就任し、直ちに議案の審議に入った。

初めに議事録作成者は常務理事濱田茂を全員一致で承認した。

第1号議案 第18回理事会及び第15回評議員会以降近々の事業報告の件

濱田常務理事が、第18回理事会議事録及び第15回評議員会議事録、電子媒体による第19回理事会議事録、および第20回理事会議事録について報告した。つづいて第18回部門部長会議について、「テレビ電話の件」「多摩支所の経緯営改善の取組の件」「賃金および退職金の一本化の件」「本部運営費の負担の件」「下期予算変更の件」で協議したこと、中井正介護事業所部長に代わって次回から仙台事業所の三浦智章氏に交代することが確認されたことが報告された。本部所有の貸室について6月から「三友社」という会社を確保できたこと、協会日より8月号「No. 25」、9月号「No. 26」の発行などについてふれ、いつもの6事業所から月報が出されていることが報告された。多摩支所の件について、8月22日に東村山市と懇談し、その後9月13日に「次年度から財政難につき宿泊事業への補助金(東村山市180万円と国が540万円=720万円)を無しにする」という通知があり、当方で疑問を呈したところ、10月4日に再度懇談することになり、当日神田理事長も出席することが報告された。

つづいて、濱田常務理事より京都事業所からの「インシデント報告」について報告がされた。これは京都事業所でこの一年間「特別減算」で1,200万円返還したことについて、監事より報告が求められていたものであった。報告によると、これは避けられない事故ではなく、業務上の(思い込み)ミスであることが明らかであった。この件について、磯野監事より、「個人の責任を明確にしていない。処分の内容はともかくもその辺のところはハッキリさせないといけないと思う。同じ過ちを繰り返さないよう教訓化すべしであり、ミスを発生させないシステムを作っておく必要がある」という意見が出された。角田理事からは、「介護事業所の実地状況の調査は全国でやられており、返還命令はあちらこちらで起きている、実務のチェックは必要不可欠のこと。こんどは本部機能として、必要なチェックリストを介護事業所に送付するようにしたらどうか」という意見が出された。これにたいして、濱田常務理事から「それは検討してみます」と回答があった。

その他、役員の勤務状況についての記録が添付され報告があった。

審議の結果、議長は報告事項についてその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で決議した。

第2号議案 2018年度第一四半期の結果、監査報告の件

濱田常務理事から、2018年度第一四半期の結果について報告がされた。運営に関しては、理事会、部門部長会議を定例で開催してきたこと、2017年度決算についての公認会計士による「改善指摘事項」のとりくみ、内閣府指摘事項の改善の取組みなどが報告された。また、第一四半期の結果について監事による監査報告がされた。

方針の実践状況については、分野ごとに、清掃事業分野は前年と同様に実施できていること、介護は収入の確保とヘルパーなどの人員確保にどこも苦戦していること、しかし、都城では毎月新規が3～5名あり、身体介護サービスが増えてきている。ワークセンターは、ここ数年、利用者の確保が出来ず大きな赤字を出していた宿泊事業を7月末で閉じた。多摩支所ではあらたに入所紹介パンフを作成して近隣の病院や自治体訪問をしている。ITセンターでは職業訓練のPC教室への参加者は確保できているが、就職決定者が少なく支援費に結びつかないでいる、ことなどが報告された。

事業概要についての報告では、「主たる事業所であるワークセンターの会計入力がかされてなく、全体の正確な状況が解らない状況になっている」

8月27日現在で、月次損益の未入力の事業所が1事業所ある。未入力の事業所が予算通りの遂行とした場合、4～6月の第一四半期で-1,168千円の赤字となる。予算は1,962千円の黒字としているから、予算に対して-3,130千円、前年対比-8,777千円と大幅な後退となる。未入力事業所のワークセンターが予算を大きく超過達成していればと願わずにはおれない。このままでは、予算未達成どころ

損益結果 2018年4月～6月まで (千円)

	実績	予算	前年実績	予算との差	前年実績との差
旭川	-22	-2	-3	-20	-19
青森	0	-98	173	98	-173
仙台	532	184	483	348	49
多摩	-862	132	-971	-994	109
IT	-1,140	650	2,002	-1,790	-3,142
ワーク		-298	3,733	298	-3,733
京都	1,398	794	5,676	604	-4,278
宮若	-111	44	113	-155	-224
都城	489	413	-602	76	1,091
福岡	-719	5	-610	-724	-109
田川	-225	-50	-204	-175	-21
本部	-508	188	-2,181	-696	1,673
全体	-1,168	1,962	7,609	-3,130	-8,777

か5期連続の赤字が危惧される。全事業所で下期に向けての予算組み直しをして、なんとしても年度決算の連続赤字からの脱出を図らねばならない。経常利益で黒字が必須の課題となっている。

これに対して、監事からは「一部事業所については、いくつかに分かれて存在する事業分野の4月スタート時点の現金保有高が決められなくて、それが理由で第一四半期監査(9月)の時点になっても、いっさいの会計入力をしてい

ないのは解せない。その場合は、時間がかかっても集中して、資料を出して追いかける作業をすれば解明するはずである。なぜそれをやらないでいるのか。」と指摘がされた。伊藤監事からは「ワークセンターは、しっかりやってもらいたい。猛省を促し、解決を図られたし」と強調された。磯野監事からは「7つくらいわかれている部門の出発時点の現預金がわからないでいるのだったら、思い切って2日くらい時間を取って調べてみれば解決するはずですよ」という意見が出された。

この件に関して、川手理事から「ワークセンターに本部から2人派遣して作業をすすめたらどうですか」という意見が出された。神田理事長から「検討してみます」と回答がされた。

第一四半期の結果報告および監事の報告について、議長は提案事項のその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で決議した。

第3号議案 2017年度決算で公認会計士の事業所への質問・確認の件

濱田常務理事から、公認会計士の事業所への質問について、全ての事業所から回答があったこと、また公認会計士からいくつかの事業所へ再質問があり、それへの回答についての報告がされた。再質問へ未回答の事業所と質問内容は以下の通りである。

◆都城事業所への質問

- ①定期預金については、法人名義（有川所長個人名義になっている）への変更可否を検討すべき
- ②敷金が法人名義であるかどうかの確認を証書の控えで行うこと
- ③個人借入、貸付の清算を検討すべき

◆ワークセンター

- ①電話加入権は本当に0円でOK？
- ②ワーク回答額を平成31年3月期の期首残高としてスタートするしかない。
差額は雑損又は雑益に。

濱田常務理事より、都城事業所の「③個人借入、貸付の清算を検討すべき」問題の「短期借入金」の解決を具体化していきたいという提案がされた。

この提案に対して、磯野監事より「今後の事業展開をどう進めていくのかが問題。増収できるところでの取組みを具体化すること」という意見が出された。神田理事長が「所長の業務のあり方もふくめて今後つめていきたい」と回答した。

審議の結果、議長は提案事項と出された意見のその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で決議した。

第4号議案 2018年度下期予算変更の件

濱田常務理事から、下期予算の損益目標変更について提案がされた。

損益目標 2018年4月～2019年3月まで (千円)

	現状	変更(案)	差	前年実績	前年実績との差
旭川	9	10	1	-69	79
青森	-393	-393	0	-1,775	1,382
仙台	735	750	15	465	285
多摩	527	530	3	-1,323	1,853
I T	-249	1,000	1,249	4,080	-3,080
ワーク	5,982	6,000	18	2,300	3,700
京都	3,176	3,300	124	-15,195	18,495
宮若	175	180	5	344	-164
都城	1,651	1,660	9	-42	1,702
福岡	12	20	8	-2,243	2,263
田川	68	70	2	-515	585
本部	-8,465	-6,000	2,465	-6,032	32
全体	3,228	7,127	3,899	-20,005	27,132

◆検討のポイント

- ・当初予算に「少し剰余目標」を引き上げる
- ・例外としてI Tセンターと本部を特定する
 - ① I Tセンターは、前年実績4,080千円でありながら、予算は-249千円となっている。減益の根拠がはっきりしない。全体を黒字にしていくためにも、前年実績の25%にあたる1,000千円の黒字は目指していただきたい。
 - ② 本部の-6,000千円の赤字予算は、前年の赤字が-6,005千円であったから、前

年実績に同じにする。そのために支出を見直す。

- ・結果として、7, 127千円の黒字となり6, 000千円の必要利益を上回る結果になる。しかし、多摩、ワークセンター、福岡、都城などは前年実績から目標達成に不安が残る。

◎9月18日までに回答をお願いしたが、回答を寄せた事業所は5つの事業所

- ・ITセンター……………「100万円の剰余目標予算要請」に答えた回答
- ・田川事業所……………「意味がよくわからない」という回答
- ・旭川事業所……………「了解しました」という回答
- ・仙台事業所……………「職員で協議してみました。利益15千円増という提案でしたが、当初の予算達成さえ危ぶまれる状況にあるので、困難と判断しました。当初立てた予算達成に全力で取り組む意思統一をしました。」という回答

・ワークセンターより

2018年度下期予算について、以下改定部分

収入は、清掃以外、年度契約できまっておき、引き上げは出来ない。

1. 清掃事業については、ポンプ場の清掃を含めて、月5万円、下期30万円の増額をめざす。
年間予算 清掃事業収益 3600万円を3630万円とする。
2. 経費削減では、宿泊運営経費 N0598の200万円を100万円にし、100万円の改善とする。
3. ホームレス支援人件費 N0620は、京都市の要請もあり相談員を10月より2名を増員する。
そのために、人件費増 120万円とする。
4. 総計 収益130万円の増 支出120万円増 で10万円の増収とする。
5. 年間予算

経常収益合計	104,300,000円
経常経費合計	98,218,000円
税引前利益	6,082,000円

<回答集計>

損益目標	2018年4月～2019年3月まで (千円)				
	現状	変更(案)	差	変更回答	
旭川	9	10	1	10	
青森	-393	-393	0	-393	回答なし
仙台	735	750	15	735	
多摩	527	530	3	527	回答なし
IT	-249	1,000	1,249	1,050	
ワーク	5,982	6,000	18	6,082	
京都	3,176	3,300	124	3,176	回答なし
宮若	175	180	5	175	回答なし
都城	1,651	1,660	9	1,651	回答なし
福岡	12	20	8	12	回答なし
田川	68	70	2	68	
本部	-8,465	-6,000	2,465	-6,000	
全体	3,228	7,127	3,899	7,093	

濱田常務理事より、当初予算の剰余目標 3,228千円が7,093千円に引きあがったことが報告された。

審議の結果、議長は提案事項についてその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で決議した。

第5号議案 内閣府指摘事項の改善の件

濱田常務理事から、内閣府指摘事項の改善の件で、この間「諸規則の改定」「役員の入替え」「一本化への取り組み」「本部運営費の負担の在り方」などの取り組みについて報告がされた。この中で、最も困難な課題で取り組みの遅れている「一本化」の問題について、事業所の理解が必要であることが強調され、今後取り組みを強めるべきこととして、

- ・実践的に理解を深める……多摩支所への対応、都城問題の解決など
- ・再度意思統一を図る……全国所長会議などで
- ・情報の共有化を図る……「協会だより」の活用で
- ・本部機能として……介護事業などのチェックリストの配布などすすめていく
- ・賃金・退職金など……一本化の準備作業を進めていく

この中で、2020年4月より賃金は本部より支払う。その準備で作業をすすめるが提案された。

提案に対して、補足的に神田理事長が、賃金・退職金など一本化の準備作業は入月理事の協力も得ながら進めていきたいと発言された。

審議の結果、議長は提案事項のその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で決議した。

第6号議案 全国所長会議の件

濱田常務理事より、11月30日（金）～12月1日（土）に予定している全国所長会議について、会議の目的、内容とタイムスケジュールについて提案がされた。

- 会議内容は、①法人の中長期計画の到達点とこの時点で強化すべきところ
②2018年度事業の実践状況と次年度に生かすべきこと
③2019年度の予算・方針づくりについての提案

タイムスケジュールは

11/30（金） 午後1:00～5:00

- ・今年度の振り返り

中長期計画の実践、経営改善、一体化の問題、事業所の取り組み

12/1（土） 午前9:00～12:00

- ・予算、方針づくり

所長会議の獲得目標は？

- ・公益であることの優位性に大いに確信を持つ
- ・コンプライアンスの遵守
- ・一体化へ大きく前進……次年度の課題を明確にする

審議の結果、議長は提案事項のその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で決議した。

第7号議案 公認会計士との業務委託契約の件

濱田常務理事より、公認会計士お二人と業務委託契約を結ぶ提案がされた。

契約の主な内容は以下の通り。

1. 公認会計士お二人と業務委託契約を結ぶ

公認会計士 飯塚由明 氏

公認会計士 松島義則 氏

2. 期 間

2018年9月1日～2019年8月31日

事業年度は2018年4月1日～2019年3月31日まで

解約申出が無い限り継続する

3. 業務委託内容

半期及び年度決算の会計処理の点検及び指導

4. 金 額

1,000,000円

この件に関して、角田理事より「会計処理の点検および指導」を受けるとあるが、監査でなくていいのかという質問がされた。これに対して、神田理事長が「監査は内部に設けた監査委員でいいことになっている」と回答した。

審議の結果、議長は提案事項のその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で決議した。

※角田理事の質問について（後日、確認の為に調べてみた）

内閣府公益認定等委員会が開催した「公益法人の会計に関する研究会」（平成25年2月25日）で公認会計士の上倉要介氏の講演の中で、＜会計監査人設置法人＞について、「公益財団・財団法人では、原則として会計監査人を置くことが定められているが、以下のいずれにも該当しない法人はこの限りでない（認定法5条12号ただし書き、認定法施行令6条）。」

- ・収益の部に計上した額の合計額が1,000億円以上
- ・費用および損失の部に計上した額の合計額が1,000億円以上
- ・負債の部に計上した額の合計額が50億円以上

第8号議案 第22回理事会開催の件

開催予定日 2018年12月10日（月）PM1:00～

第1号議案 第21回理事会以降近々の事業報告の件

第2号議案 2018年度中間決算報告と監査結果の件

第3号議案 2019年度予算作成に当たっての件

第4号議案 中期事業計画の到達点と見直しの件

第5号議案 第16回評議員会開催の件

2019年1月18日（金）PM1:00～

第6号議案 第23回理事会開催の件

2019年2月27日（水）PM1:00～

以上をもって、議案の全部を終了したので、議長は、午後3時40分に閉会を宣言し散会した。

2018年9月28日

公益財団法人ソーシャルサービス協会

議長 理事長 神田 豊和 ㊟

監 事 伊藤 東一 ㊟